

## 電気需給約款新旧対照表

改定前（2023年3月31日まで）		改定後（2023年4月1日以降）																															
第 28 条 制限または中止の電気料金割引		第 28 条 制限または中止の電気料金割引																															
(1) 当社は本約款27(1)によって、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行い電気料金算定いたします。ただし、その原因がお客様の責に帰すべき事由による場合は、そのお客様について割引いたしません。		当社は本約款27(1)によって、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合も、料金を割引いたしません。																															
イ 割引の対象 基本電気料金といたします。ただし本約款17(1)イ、ロの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。																																	
ロ 割引率 1月中の制限、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。																																	
ハ 制限または中止延べ日数の計算 延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。																																	
(2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客様に3日前までにお知らせして行う制限または中止は、1月につき1日を上限として計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、電気料金の算定期間の1暦日（制限または中止が1暦月に2回以上行われた場合には、先に到来する日といたします。）における1回の工事による制限または中止の時間といたします。																																	
第 1 表 電力料金表 (1) 濑戸の坊っちゃんプラン (税込)		第 1 表 電力料金表 (1) 濑戸の坊っちゃんプラン (税込)																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>料金単価</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額料金（最初の100kWhまで）</td><td>1契約</td><td>2,444.44円</td></tr> <tr> <td>電力量料金</td><td>100kWh超過300kWhまで</td><td>23.42円</td></tr> <tr> <td></td><td>300kWh超過分</td><td>25.46円</td></tr> </tbody> </table>		区分	単位	料金単価	定額料金（最初の100kWhまで）	1契約	2,444.44円	電力量料金	100kWh超過300kWhまで	23.42円		300kWh超過分	25.46円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>料金単価</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額料金（最初の100kWhまで）</td><td>1契約</td><td>3,718.00円</td></tr> <tr> <td>電力量料金</td><td>100kWh超過300kWhまで</td><td>38.50円</td></tr> <tr> <td></td><td>300kWh超過分</td><td>43.78円</td></tr> </tbody> </table>		区分	単位	料金単価	定額料金（最初の100kWhまで）	1契約	3,718.00円	電力量料金	100kWh超過300kWhまで	38.50円		300kWh超過分	43.78円						
区分	単位	料金単価																															
定額料金（最初の100kWhまで）	1契約	2,444.44円																															
電力量料金	100kWh超過300kWhまで	23.42円																															
	300kWh超過分	25.46円																															
区分	単位	料金単価																															
定額料金（最初の100kWhまで）	1契約	3,718.00円																															
電力量料金	100kWh超過300kWhまで	38.50円																															
	300kWh超過分	43.78円																															
(2) 濑戸の赤シャツプラン (税込)		(2) 濑戸の赤シャツプラン (税込)																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>料金単価</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td><td>1kVA</td><td>336.11円</td></tr> <tr> <td>電力量料金</td><td>最初の120kWhまで</td><td>15.27円</td></tr> <tr> <td></td><td>120kWh超過300kWhまで</td><td>20.37円</td></tr> <tr> <td></td><td>300kWh超過分</td><td>23.42円</td></tr> </tbody> </table>		区分	単位	料金単価	基本料金	1kVA	336.11円	電力量料金	最初の120kWhまで	15.27円		120kWh超過300kWhまで	20.37円		300kWh超過分	23.42円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>料金単価</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td><td>1kVA</td><td>474.10円</td></tr> <tr> <td>電力量料金</td><td>最初の120kWhまで</td><td>29.14円</td></tr> <tr> <td></td><td>120kWh超過300kWhまで</td><td>38.26円</td></tr> <tr> <td></td><td>300kWh超過分</td><td>41.09円</td></tr> </tbody> </table>		区分	単位	料金単価	基本料金	1kVA	474.10円	電力量料金	最初の120kWhまで	29.14円		120kWh超過300kWhまで	38.26円		300kWh超過分	41.09円
区分	単位	料金単価																															
基本料金	1kVA	336.11円																															
電力量料金	最初の120kWhまで	15.27円																															
	120kWh超過300kWhまで	20.37円																															
	300kWh超過分	23.42円																															
区分	単位	料金単価																															
基本料金	1kVA	474.10円																															
電力量料金	最初の120kWhまで	29.14円																															
	120kWh超過300kWhまで	38.26円																															
	300kWh超過分	41.09円																															
(3) 濑戸の山嵐プラン (税込)		(3) 濑戸の山嵐プラン (税込)																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>料金単価</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td><td>1kW</td><td>1,018.51円</td></tr> <tr> <td>電力量料金</td><td>夏季</td><td>14.25円</td></tr> <tr> <td></td><td>その他季</td><td>13.24円</td></tr> </tbody> </table>		区分	単位	料金単価	基本料金	1kW	1,018.51円	電力量料金	夏季	14.25円		その他季	13.24円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>料金単価</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td><td>1kW</td><td>1,217.15円</td></tr> <tr> <td>電力量料金</td><td>夏季</td><td>28.57円</td></tr> <tr> <td></td><td>その他季</td><td>26.03円</td></tr> </tbody> </table>		区分	単位	料金単価	基本料金	1kW	1,217.15円	電力量料金	夏季	28.57円		その他季	26.03円						
区分	単位	料金単価																															
基本料金	1kW	1,018.51円																															
電力量料金	夏季	14.25円																															
	その他季	13.24円																															
区分	単位	料金単価																															
基本料金	1kW	1,217.15円																															
電力量料金	夏季	28.57円																															
	その他季	26.03円																															
※実際の請求額には毎月単価が変動する燃料費調整額および経済産業省資源エネルギー庁にて発表される毎年単価が変更となる再生可能エネルギー発電促進賦課金が含まれます。		※実際の請求額には毎月単価が変動する燃料費調整額および経済産業省資源エネルギー庁にて発表される毎年単価が変更となる再生可能エネルギー発電促進賦課金が含まれます。																															
第 2 表 契約事務手数料 (1) 契約事務手数料として2,500円（税込）を要します。		(削除)																															
第 4 表 燃料費調整額 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格 = A × α + B × β + C × γ A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 α = 0.1543 β = 0.1322 γ = 0.9761 なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。		第 3 表 燃料費調整額 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格 = A × α + B × β + C × γ A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 α = 0.0406 β = 0.0982 γ = 1.2015 なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。																															
ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。		ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。																															
燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 26,000円) × $\frac{(2)の基準単価}{1,000}$		燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 80,300円) × $\frac{(2)の基準単価}{1,000}$																															
ハ 燃料費調整単価の適用		ハ 燃料費調整単価の適用																															

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に對応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に對応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといいたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

## 二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

### (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次の通りといいたします。

1キロワット時につき	24銭5厘
------------	-------

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に對応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に對応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといいたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

## 二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

### (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次の通りといいたします。

1キロワット時につき	21銭2厘
------------	-------

第9表 離島ユニバーサルサービス調整

### (1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

#### イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といいたします。なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各離島平均燃料価格算定期間ににおける1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各離島平均燃料価格算定期間ににおける1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各離島平均燃料価格算定期間ににおける1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間ににおける1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

#### ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といいたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

#### (イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が119,000円以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 79,300\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

#### (イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が119,000円を上回る場合

離島平均燃料価格は119,000円といいたします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (119,000 - 79,300\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

#### ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

二 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次の通りいたします。

1キロワット時につき	1厘
------------	----